

はしかわ市長の

だいすき!くさつ



草津の
春の風物詩

暖かな日差しに、春の訪れを感じるようになりました。草津の春の風物詩といえば、草津宿場まつりです。第57回を迎える今年は、4月27日(日)に開催しています。

草津宿場まつりは、宿場町・草津のシンボルである草津宿本陣を中心に、市民や観光客の皆様が、街道文化に触れながら交流を深め、草津の歴史を感じていただくとともに、歴史的な魅力を市内外にアピールするために開催しています。

第1回は、昭和44(1969)年4月に、2日間にわたり開催しました。パレードとして、立木神社から小汐井神社まで、鼓笛隊やバトンガール、参勤交代の大名行列などを行いました。

大きな変化があったのは、平成2(1990)年の第22回宿場まつりです。「本物志向で、全国から注目されるようなものにと、東映太秦映画村による「宿場風俗絵巻」が始まり、150人にも及ぶ大がかりな大名行列を再現しました。当時は、公募の市民参加は10人ほどで、参加者の多くはプロの役者でした。前夜祭では、立木神社の境内で、日本の古典芸能である能や狂言を上演する「新能・狂言の新世界」が厳かに行われ、まつり当日は、大名行列の他、草津宿スタンブラーやかかきレースなどでもにぎ

わいました。大名行列は現在、時代行列となり、まつりの名物として皆様に親しまれています。

毎年、大勢の来場者でにぎわっていた草津宿場まつりも、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は初めて中止となりました。令和3年度は時代行列を実施せず、令和4年度は雨でまつり自体を中止し、令和5年度は、時代行列を再開したものの「ミニ時代行列」として、草津川跡地公園で愛ひろば内を練り歩きました。ようやく新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきた令和6年度は、時代行列の一行が、久しぶりに旧東海道筋を練り歩きました。街道脇にはたくさんの方々が訪れ、絢爛豪華な衣装を身にまとった一行に顔をほころばせ、写真を撮る姿をみて、これぞ草津の春の風物詩だとうれしく思いました。

今回は、まつりの会場を市役所周辺まで広げたり、時代行列とは別に、子どもたちが気軽に参加できる一般行列を実施したりするなど、さらにパワーアップした宿場まつりを開催する予定です。私は、de愛ひろばのステージで、草津宿の主の姿で時代行列の皆様をお迎えし、口上を述べます。メインキャストがステージに勢ぞろいしますので、口上シーンもぜひ楽しみにしてください。まつり会場で皆様にお会いできることを、楽しみにしています。

お急ぎください
児童手当制度改正に
かかる手続きは
3月31日(月)まで

3

すべての人に
健康と福祉を

昨年10月分から所得制限を撤廃し、支給対象が高校生年代まで延長となりました。現在、児童手当を受給していない人も申請が可能となったり、現在受給している人でも、受給額に変更が生じたりする場合があります。提出期限を過ぎた場合、昨年10月からの支給ができません。必ず期限までに申請をお願いします。

申 3月31日(月)まで(必着)に、直接か郵送で

申・問 子ども家庭・若者課
(さわやか保健センター2階)
☎561-2364、📠561-6780



住民税非課税世帯重点支援給付金(令和6年度「住民税非課税世帯」および「こども加算」)の
受付を開始します

1

貧困を
なくそう

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和6年度住民税非課税世帯)に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給します。また、当該世帯への給付の加算として、当該世帯で扶養している18歳以下の児童1人当たり2万円を支給します。

対 基準日(令和6年12月13日)に、市に住民登録があり、下記のいずれかに該当する世帯および児童

- ① 世帯全員が令和6年度の個人住民税均等割非課税である世帯(住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く)
- ② ①の世帯で扶養されている18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)
- ③ ①の世帯で基準日以降に出生した児童

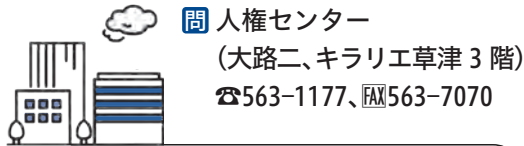
申 7月31日(木)まで(必着)

- ・①、②に該当する可能性がある世帯に、順次書類を発送しています。対象となる場合は、必要事項を書いて必要書類を添付し、返送してください
- ・給付金の受給口座登録がある人には、支給のお知らせを発送します
- ・②、③のこども加算は、他市に住民票がある児童を扶養していても、対象者に反映されていない場合がありますので、お問い合わせください
- ・③に該当する可能性がある世帯については、申請方法をお問い合わせください

問 人とくらしのサポートセンター(2階) ☎561-0189、📠561-2482



すべての人を大切にするために
スポーツを通して、人権について楽しく深く学びましょう!



昨年は、パリ2024オリンピック・パラリンピックが開催され、滋賀県に関わりのある選手も出場し、活躍しました。今年、わたしたちは、輝く国スポ・障スポ2025(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)が滋賀県で開催されます。スポーツは世界共通の人類の文化であり、生涯にわたり、健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできないものです。体を鍛えるとともに、ストレス発散や心の成長にもつながり、心身を向上させます。そして、スポーツを通して仲間や相手と交流することにより、お互いに理解を深めることができます。しかし、豊かな人間関係を築くはずのスポーツでも、次のような問題が起こることがあります。

- **ハラスメント行為**
指導者の立場を利用して、選手に高圧的な態度や言動をとったり、性的な嫌がらせを行ったりする。
- **障害者差別**
障害があることを理由に、スポーツへの参加を断る。
- **ヘイトスピーチ**
試合相手のチームや選手に対する差別的言動を行う。
- **人種や性別による差別**
肌の色や性別などを理由に、競技やチーム内などで不当な扱いを受ける。

このような問題があったら、誰もが楽しんでスポーツをすることが難しいのではないのでしょうか。

《ニューススポーツの一例》
● **ボッチャ**
赤と青のボール(各6球)を投げたり、転がしたり、他のボールに当たったりして、ジャックボールと呼ばれる白いボールに、いかに近づけるかを競います。



《ニューススポーツの一例》
● **ボッチャ**
赤と青のボール(各6球)を投げたり、転がしたり、他のボールに当たったりして、ジャックボールと呼ばれる白いボールに、いかに近づけるかを競います。

- **カロリーリング**
カナダや北欧の国々で親しまれている、氷上のスポーツ「カロリーング」からヒントを得て誕生した、屋内スポーツです。底に3つの車輪がついたローラーを、ポイントゾーンに向け、相手チームと交互に転がし、得点を競います。
- **キンボール**
1チーム4人の3チームで、直径122cmのアドバリンのようなボールを床に落とさないように、チームで協力して得点を競うスポーツです。参加者の身体条件や年齢などを考慮して、コートサイズを決めることができます。
- **全ての人がスポーツを楽しめる社会に!**
子どもや高齢者、障害者など、全ての人々がスポーツを楽しむためには、年齢や障害の種類・程度に応じた配慮、仲間や相手を思いやる心、チームワークの大切さ、フェアプレーの精神と人権を尊重する気持ちが必要です。

ルールを守り、お互いを尊重するということは、スポーツだけでなく、全ての人が幸せに生きる社会の実現に繋がるのではないのでしょうか。

パリ2024オリンピック・パラリンピック、わたしたちは輝く国スポ・障スポ2025をきっかけに、一人一人がさまざまな個性を持ったかけがえのない存在として、生きがいを持って暮らせる社会になるよう、違いを認め合う心を育てていきたいものです。